

周南市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について

周南市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日 提出

周南市長 藤井律子

周南市火入れに関する条例の一部を改正する条例

周南市火入れに関する条例（平成15年周南市条例第180号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「異常乾燥注意報又は火災警報が発令された」を「乾燥注意報、林野火災に関する注意報又は火災警報が発せられた」に改め、同条第2項中「認められるとき、」を「認められる場合」に、「異常乾燥注意報若しくは火災警報が発令されたとき」を「乾燥注意報、林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発せられた場合」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(参考)

周南市火入れに関する条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、<u>異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</u></p> | <p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、<u>乾燥注意報、林野火災に関する注意報又は火災警報が発せられた場合には、火入れを行ってはならない。</u></p> |
| <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、<u>異常乾燥注意報若しくは火災警報が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。</u></p> | <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合又は強風注意報、<u>乾燥注意報、林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発せられた場合は、速やかに消火しなければならない。</u></p> |